

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関するお願い

現在、特定米国人等を対象とした脱税及び租税回避への対処として、米国の「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」に基づき、新規でお取引いただく方を対象に、自己宣誓書等への記入をお願いし、年1回、特定米国人等の方の情報を、米国内国歳入庁に報告しております。

今般、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下「実特法」といいます。）が改正され、多国間で金融口座情報を交換することとなり、これに伴い、平成29年1月1日から、お取引いただく際のお取扱いが次のとおりになりましたので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 制度概要

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準（CRS）」に従って、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。

日本においては、平成27年度税制改正において、「実特法」が改正され、対象となる情報を所轄税務署長に報告する制度が導入されました。同制度は、平成29年1月1日から施行され、金融機関等から報告が行われることとなります。

2 対象となるお取引（特定取引）

平成29年1月1日以降に以下のお取引をいただく場合には、お取引をされる方の居住地国（例：日本）等のお届けが必要となります。また、居住地国が日本以外の方については、お取引に関する情報を国税庁に報告させていただきます。

貯金に関するお取引	共済に関するお取引 (生命総合共済、建物更生共済など)
貯金の預入を内容とする契約の締結 定期積金の預入を内容とする契約の締結 国債・投信の口座の開設	新規共済契約の締結 満期共済金のお受取 年金のお受取 解約・消滅返戻金のお受取 権利譲渡・年金支払開始手続き

3 ご利用の皆さまにご提出いただくもの（※）

書類	ご提出の対象となる方
新規届出書	平成29年1月1日以降、新たに特定取引をしていただく方
任意届出書	平成28年12月31日以前から特定取引をしていただいている方 (ご提出はご利用者さまの任意となります)
異動届出書	既にいずれかの届出書をご提出いただいている方のうち、居住地国に変更があった方(変更後、3か月以内)

※新たに当JAと特定取引をしていただく方について、届出書をご提出いただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます場合がございます。

※届出書を各要件に従ってご提出いただけない方は、法律上の罰則を受ける場合がございます。

※非居住者の方につきましては、個人の方は納税者番号を、法人の方は法人番号をそれぞれ届出書に記入いただきます。

4 その他

➢上記内容はJAバンクおよびJA共済に関するものであり、他の金融機関等では異なる場合があります。

➢詳しくは、お近くのJA窓口にお問い合わせください。